

「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」【概要版】

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

男女の不平等感が縮小されないことや、意思決定の場における女性の登用率が低いことなど、それらを解消すべき課題が残されていること、また、女性の活躍を更に推進するため、男性中心型労働慣行等の変革する施策が必要であることや、女性に対する暴力をめぐる状況が多様化していることなど、社会的環境の変化や課題に対応するため策定するもの

2. 計画の位置付け

- ・男女共同参画社会基本法第14条に規定する計画（努力義務）
- ・女性活躍推進法第6条に規定する計画（努力義務）
- ・宇都宮市総合計画基本計画の分野別計画
- ・宇都宮市男女共同参画推進条例第8条に規定する計画

3. 計画の期間

平成30（2018）年度～平成34（2022）年度までの5年間

第2章 計画策定の背景

1. 男女共同参画を取り巻く社会の動向

・女性活躍推進法が完全施行(H28)され、女性の採用・登用・能力開発等のための計画の策定を事業主や地方公共団体に求めている。

・国の「第4次男女共同参画基本計画」が策定(H27)され、女性の活躍を推進するため、男性中心型労働慣行等を変革することが重要であるとし、男性の働き方等の見直しに焦点を当てた施策を講じている。

・「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』等被害防止月間」(4月)と位置付け、教育・啓発の強化等に取り組むこととしている。

2. データ等からみる本市の現状と課題

(1) 人口の推移と将来推計人口

■生産年齢人口の推移

328,489人(2015年)⇒238,490人(2050年)

■老年人口の推移

119,198人(2015年)⇒167,171人(2050年)

⇒ 女性や高齢者などの多様な主体が経済活動、地域活動に参加できる環境づくり

(2) 働く場における女性の活躍

■女性の年代別労働力率（いわゆるM字カーブ）の状況（20代後半と30代の値の差）

11.5ポイント(H22)⇒10.7ポイント(H27)

■民間企業の女性管理職の登用状況

33.3%(H24)⇒28.2%(H27)

⇒ 女性の継続的な活躍、多様な雇用形態や起業支援、再就業に繋がる学び直しの機会の提供等

(3) さまざまな分野における女性の活躍

■自治会長に占める女性の割合

3.3%(H25)⇒4.6%(H28)

■本市職員の管理職に占める女性の割合

6.5%(H23)⇒10.8%(H28)

⇒ 率先した市職員の女性活躍と政策・方針決定の場への女性の参画促進

3. 現行計画の評価

指標① 社会全体で男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合

20.2%(H23)⇒18.8%(H28)

指標② 「男は仕事、女は家庭」という考え方について肯定的な市民の割合

9.4%(H23)⇒7.2%(H28)

⇒ 中高年男性には、依然として固定的性別役割分担意識が根強く残る。

指標③ 地域などで社会的な活動を行っている市民の割合

49.8%(H23)⇒30.6%(H28)

⇒ 仕事が忙しく希望どおりに時間が取れていない。

指標④ 審議会等委員に占める女性の割合

25.1%(H23)⇒24.6%(H28)

⇒ 推薦母体など、団体や専門分野における女性の参画が進んでいない。

指標⑤ 結婚や出産・育児にかかわらず、ずっと職業をもち続けている女性の割合

25.8%(H23)⇒27.8%(H28)

指標⑥ 出産・育児後、再就職できている女性の割合

39.5%(H23)⇒32.5%(H28)

⇒ 「仕事と育児等の両立困難」を理由とする退職は未だ多く、また、退職した女性が再就職するためには、夫の理解や家庭参画が求められている。

指標⑦ 『「仕事」と『家庭生活』と『個人・地域の生活』のすべてを優先できている市民の割合の理想と現実の差

30.9%(H23)⇒32.4%(H28)

⇒ 希望どおりのワーク・ライフ・バランスが取れていない。

指標⑧ 過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けたことのある女性の割合

15.9%(H23)⇒18.3%(H28)

⇒ 被害を受けても相談できない女性は多い。

指標⑨ パートナー（配偶者や恋人など）が、自分の健康状態について理解していると思う市民の割合

62.3%(H23)⇒58.9%(H28)

課題の総括

◆性別による固定的な役割分担意識の解消、男性の家庭参画の促進が必要

- ・各年代に合わせた意識の醸成を図る取組が必要
- ・長時間労働の見直し等、男性や事業主などに対する意識を変革する取組が必要

◆働くことを希望する女性が働き続けられ、長期的なキャリア形成を可能とし、誰もが希望どおりの生活スタイルを実現できるよう、能力向上のための支援や職場環境の充実が必要

- ・子育て環境や働きやすい職場環境の確保、学び直しの支援、能力向上に繋がる学習環境の整備が必要
- ・事業所におけるポジティブアクションの推進や一般事業主行動計画策定を促す取組が必要
- ・多様で柔軟な働き方を促進する取組に対する支援や労働環境の見直しの推進、事業所独自の取組を推進していくことが必要

◆政策・方針決定過程への女性の参画促進が必要

- ・市民協働の意識の醸成を図るとともに、情報提供方法の多様化が必要
- ・審議会等における女性登用の働きかけ、女性リーダーの育成が必要

◆男女共同参画の視点に立った人権の尊重が必要

- ・女性に対する暴力の未然防止、被害に遭った場合の早期相談ができる環境の充実が必要
- ・性差やライフステージに応じた正しい健康知識の理解促進が必要
- ・性的少数者等に関する理解促進を図ることが必要

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念（男女共同参画推進条例第3条）

- 1 男女の個人としての尊厳の尊重
- 2 性別役割分担を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択
- 3 方針の立案及び決定への参画機会の確保
- 4 家庭生活における活動と他の活動との両立
- 5 男女の生涯にわたる健康の確保
- 6 国際社会における動向の留意と協調

2. 目指すべき姿

一人ひとりが尊重され、多様な選択を可能にし、個性と能力を十分に発揮できる社会

3. 計画の基本目標

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

固定的性別役割分担や慣行に捉われず、多様な生き方を認め合い、正しい理解と認識を深め、男女共同参画の視点を持ちながら、行動する社会を目指します。

基本目標Ⅱ

さまざまな分野における男女共同参画の推進

個々のワーク・ライフ・バランスの実現が図られ、政策方針決定過程への女性の参画など、さまざまな分野に男女が参画する社会を目指します。

基本目標Ⅲ

人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

男女が個人としての人権を尊重し、互いの身体的特性を理解し合いながら、生涯を通じて健康に暮らせる社会を目指します。

第5章 計画の推進

1. 市民、事業者、関係団体等との協働

主体的な取組を支援するとともに、それぞれと連携・協働しながら施策に取り組む。

2. 推進体制

- (1) 宇都宮市男女共同参画推進委員会の設置 …… **継続**
- (2) 宇都宮市男女共同参画審議会の設置 …… **継続**
- (3) (仮称)宇都宮市女性活躍推進協議会の設置 …… **新規**

3. 計画の進行管理

計画の実効性を高め総合的に推進していくため、条例に基づき施策の進捗状況等を毎年度取りまとめ、公表する。

第4章 施策の展開

※ 重点施策：㊦

※ 女性活躍推進法対応：㊧

施策の方向1 男女共同参画を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進

- 施策1 男女共同参画の教育の推進
- 施策2 男女共同参画についての広報啓発活動

施策の方向2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し

- 施策3 男性自身の意識の変革による家庭参画の促進 ……㊦ ㊧
- 施策4 男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消

施策の方向3 雇用の場における女性の活躍の推進

- 施策5 女性の活躍に向けた人材育成支援 ……㊧ ㊨
- 施策6 仕事と子育てや介護等との両立支援 ……㊦ ㊧ ㊨
- 施策7 働きやすい職場環境整備に向けた支援 ……㊦ ㊧ ㊨

施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進

- 施策8 女性のチャレンジへの支援 ……㊦ ㊧ ㊨
- 施策9 地域における男女共同参画の推進

施策の方向5 意思決定過程における男女共同参画の推進

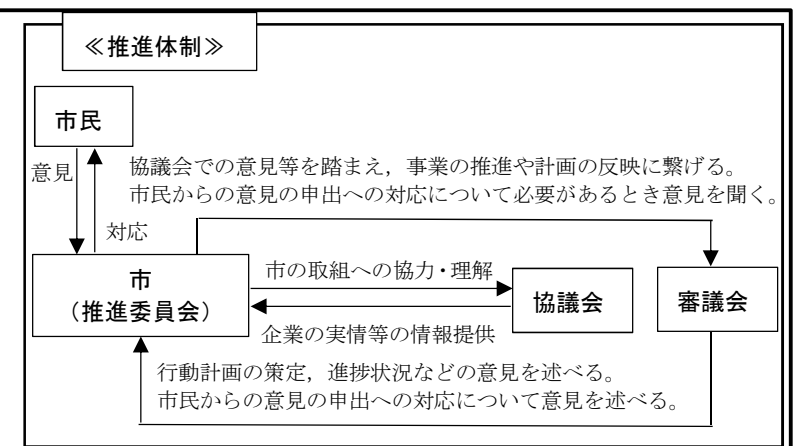
- 施策10 市の政策・方針決定過程における女性の登用促進 ……㊦ ㊧ ㊨
- 施策11 自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画の促進 ……㊧ ㊨

施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

- 施策12 配偶者や恋人からの暴力対策の推進 ……㊦
- 施策13 女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

施策の方向7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援

- 施策14 性についての理解促進
- 施策15 性差に応じた健康支援



「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」事業一覧

基本目標	施策の方向	施策		事業			
		重点施策	女性活躍推進法	施策の名称	方向性	No.	事業の名称 ◆印は「継続事業」のうち、「男女共同参画行動計画」に初めて計上された事業
I 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革	1 男女共同参画意識を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進			①男女共同参画の教育の推進	継続	1	小・中・高・大学生等への出前講座の実施
					継続	2	本市職員への人権研修、ハラスメント防止研修の実施
					継続	3	男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施
					継続	4	人権教育研修会の実施
					継続	5	小学生への男女共同参画の啓発
					継続	6	小・中学生へのキャリア教育の実施
					新規	7	女子学生へのキャリア教育支援
					継続	8	市民への広報・啓発活動の実施
					継続	9	市民への男女共同参画の啓発の実施
					継続	10	男女共同参画ニュースの発行
					継続	11	男女共同参画表現ガイドラインの周知
					継続	12	活躍している女性の情報発信
					継続	13	親学と子どもの情報誌「こどもるっくる」の充実
	2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担の担や慣行の見直し	●	★	③男性自身の意識の変革による家庭参画の促進	拡充	14	男性の家庭参画促進講座等の実施
					継続	15	ママパパ学級の実施
					継続	16	家族経営協定締結促進事業
					継続	17	男性シニア層を中心とした男女共同参画推進講座の実施
			④男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消	継続	17	男性シニア層を中心とした男女共同参画推進講座の実施	
II さまざまな分野における女性の活躍の推進	★	⑤女性の活躍に向けた人材育成支援	継続	18	女性のためのキャリアアップ講座等の実施		
			継続	19	中小企業の一般事業主行動計画策定支援◆		
		●	★	⑥仕事と子育てや介護等との両立支援	継続	20	一時預かり事業の実施
					継続	21	教育・保育施設・地域型保育事業による供給体制の確保
					継続	22	延長保育事業の実施
	継続				23	病児保育事業の実施	
	継続				24	発達支援児保育の推進	
	継続				25	ファミリーサポートセンター事業の実施	
	継続				26	宮っ子ステーション事業の充実	
	拡充				27	仕事と育児・介護等の両立に向けた意識啓発講座等の実施	
	継続				28	結婚活動支援事業の実施	
	継続				29	介護保険事業の着実な実施	
	継続				30	家族介護教室の開催◆	
	継続				31	男女共同参画推進事業者表彰(きらり大賞)の実施	
	新規				32	事業所における従業員の健康づくりの促進	
	継続	33	勤労者向け WLB 啓発セミナーの実施◆				
	拡充	34	WLB 実践ガイドブックの配布				
	継続	35	労働環境啓発冊子の作成・配布				
	継続	36	「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」の認証				
	継続	37	中小企業の一般事業主行動計画策定支援◆				
	新規	38	多様で柔軟な働き方の推進				
継続	39	労働相談の実施◆					
継続	40	勤労者健全育成事業補助金◆					
新規	41	オフィス系企業立地補助金					

基本目標	施策の方向	施策		事業							
		重点施策	女性活躍推進法	施策の名称	方向性	No.	事業の名称 ◆印は「継続事業」のうち、「男女共同参画行動計画」に初めて計上された事業				
II さまざまな分野における男女共同参画の推進	4 地域・社会における男女共同参画の推進	●	★	⑧女性のチャレンジへの支援	継続	42	女性向け就職情報の提供				
					継続	43	プチ起業講座の実施◆				
					新規	44	女性チャレンジショップの実施				
					継続	45	女性再就職マッチング事業◆				
					継続	46	自立支援給付金事業◆				
					継続	47	学び直しの支援◆				
					継続	48	市民企画講座の実施				
					拡充	49	防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進				
					新規	50	まちづくり活動応援事業				
					継続	51	親学出前講座の充実				
					継続	52	生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施◆				
					5 意思決定過程における男女共同参画の推進	●	★	⑩市の政策・方針決定過程における女性の登用促進	継続	53	審議会・委員会等への女性登用促進
									拡充	54	女性のためのリーダー養成講座の実施
	継続	55	本市女性職員へのキャリア・アップ研修の実施◆								
	継続	56	本市管理職職員へのキャリア支援研修の実施◆								
				⑪自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における決定への女性の参画促進	継続	57	管理職・役員等への女性登用促進に向けた啓発				
	III 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備	6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	●	⑫配偶者や恋人からの暴力対策の推進(DV対策基本計画)	継続	58	DVの未然防止対策の推進				
継続					59	相談体制の充実					
継続					60	緊急時における被害者の安全の確保					
継続					61	被害者の自立支援体制の充実					
継続					62	関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進					
継続					63	セクハラ等被害防止啓発の実施					
継続					64	性暴力・性的被害等の未然防止◆					
継続					65	ストーカー被害者等に対する相談体制の充実と被害防止のための啓発◆					
新規					66	青少年の性的被害未然防止の啓発					
新規					67	SNSを通じた被害等の未然防止					
7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援							⑭性についての理解促進	継続	68	性教育サポート事業の実施	
								継続	69	エイズ予防啓発普及活動の実施	
								継続	70	性といのちの健康教育出前講座の実施	
		新規	71	LGBTに関する理解促進							
				⑮性差に応じた健康支援	継続	72	性差に応じた健康についての理解促進◆				
					継続	73	がん検診の実施				
					継続	74	女性の健康力アップ事業の実施				
	拡充				75	妊産婦健康診査の実施					
	継続				76	不妊に悩む人への支援					
	継続				77	こころの健康づくり対策◆					
	継続				78	産後ケア事業等の実施◆					

「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」【概要版（指標編）】

成果指標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

成果指標	過去値 (平成23年度)	現在値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)
1 男女の家事・育児・介護時間の割合（男：女）	—	—	1：4
2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に肯定的な市民の割合	9.4%	7.2%	5%

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

成果指標	過去値 (平成23年度)	現在値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)
3 女性の就業率（25～44歳まで）	60.2% (H22)	60.8% (H27)	62%
4 民間企業の管理職に占める女性の割合 (課長相当職)	—	—	16%
5 男性の育児休業取得率	4.8% (H24)	5.8% (H27)	13% (H31まで)
6 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画 策定中小企業数	—	38企業	累計100企業
7 社会活動に参加する割合※	49.8%	—	63%
8 審議会等委員に占める女性の割合	25.1%	24.6%	30%
9 本市職員の管理職に占める女性の割合	6.5%	10.8%	15% (H31まで)

基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

成果指標	過去値 (平成23年度)	現在値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)
10 この1年間に配偶者から暴力を受けたこと のある女性の割合	15.9%	18.3%	0%に近づける
11 LGBTの言葉の認知度	—	41.0%	50%

※ PTA、生涯学習、スポーツ、NPO、ボランティア活動など